平成２９年（フ）第５５６号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目16番16号
債務者　市川　麻衣（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2597番地３はわい長瀬団地２―505、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後161番地12
債務者　森岡　妙香
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第１７７号
岡山市南区浜野２丁目４番13号　101、旧住所岡山市北区田町２丁目10番27号　４Ａ
債務者　立岡　健志
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７５号
愛媛県松山市西石井１丁目９番27号　グランジュール405号
債務者　桃井奈津子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３６号
愛媛県伊予市中山町佐礼谷甲35番地２
債務者　松尾　洋吉
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４号
愛媛県四国中央市三島宮川１丁目10番４号グランドール伊予三島804号
債務者　森川　安恵
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第９８号
熊本市中央区神水本町21―53　アローハイム神水公園301号、住民票上の住所熊本県上益城郡益城町大字宮園525番地３
債務者　松本　和美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７３号
熊本市西区蓮台寺３丁目５番17号　グリーンヒル202号室、前住所熊本市西区上代１丁目16番26号
債務者　野島　　浩
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７８号
大分市高松東３丁目１番28―301号（スリーゼ高松東）
債務者　本母　圭介
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７７号
大分市松が丘２丁目11番11号
債務者　高橋　悦予
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１９０号
鹿児島市西坂元町12番25号　プレジャーコートＢ201号
債務者　中村加代子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５０号
鹿児島県姶良市平松3018番地１　Ｖｉｖｏ　Ｂ．Ｈ．Ｔ108号
債務者　牧之段祐太
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第４８１号
東京都八王子市堀之内２丁目27番地２パティオハイム105号
債務者　佐々木千佳
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６２３号
東京都町田市木曽東２丁目13番14号ヴァンヴェール101
債務者　小川まな美（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６７３号
東京都町田市三輪町297番地４
債務者　奥山　麻由（旧姓小林・八木）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部